

大気汚染・悪臭関係基準集

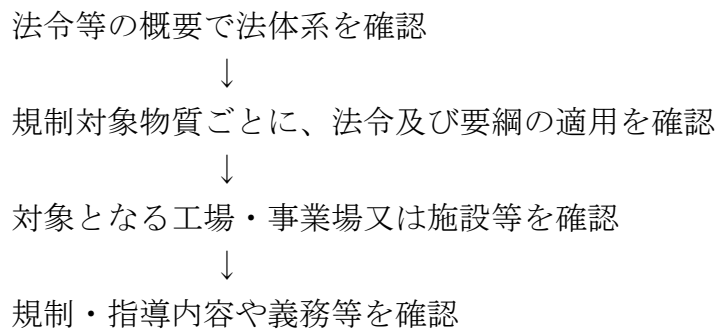
令和8年3月

東京都環境局

本書の概要と利用にあたっての留意事項

本書は、令和8年3月現在の大气污染防治及び悪臭防止を目的として施行されている法令並びに東京都の要綱による規制指導の内容を中心にとりまとめたものです。ただし、現時点で公布されている法令改正については、施行時期を明示した上で一部反映しています。

構成は次のとおりとしています。



記載内容についての留意点

- 1 原則、法律、条例、要綱の順番で記載してあります。
- 2 関連する事項については、欄外等に注意書きを記載しています。
- 3 法律・条例の適用関連は、「2 規制対象物質」に解説があるので参照してください。
- 4 紙面の都合上、年号は一部昭和：S、平成：H、令和：Rで表記しています。
- 5 濃度基準等に用いる m^3 は、特別に記載のない限り $0^{\circ}C$ 、1気圧の状態での容積です。（法律・条例では、 m^3_N や $N m^3$ などと表記されています。）
- 6 熱量など、現在国際規格で統一されていますが、この冊子では、例えば、熱量は、cal（カロリー）やJ（ジュール）が混在しています。これは、法律・条例・告示・通知などの表記に沿って記載しており、改正されていないものについては公布当時のままの表記としているためです。あらかじめ御了承ください。

目 次

I 大気汚染に関する規制・指導

1 大気汚染防止を目的とする法令等の概要

1-1 大気への排出についての規制	1
(1)大気汚染防止法	1
(2)ダイオキシン類対策特別措置法	1
(3)都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	1
(4)工場・事業場に係る窒素酸化物削減指導要綱	2
1-2 有害物質等の適正管理制度	2
(1)特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進 に関する法律	2
表 1-2-1 化管法における制度の概要	
表 1-2-2 化管法における対象化学物質の分類と有害性の条件	
表 1-2-3 PRTR 制度の対象となる事業者及び製品の要件	
(2)環境確保条例による化学物質の適正管理	3

2 規制対象物質

(1)ばい煙（いおう酸化物、ばいじん、窒素酸化物）	5
(2)水銀等	7
(3)ダイオキシン類	7
(4)人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質等	8
(5)揮発性有機化合物及び炭化水素系物質	9
(6)粉じん	10

3 規制対象施設等

3-1 ばい煙	11
表 3-1-1 大気汚染防止法 ばい煙発生施設	
表 3-1-2 大気汚染防止法の総量規制対象工場	
表 3-1-3 環境確保条例でいおう酸化物及びばいじんの規制対象となるばい煙施設	
表 3-1-4 環境確保条例の集じん装置設置義務適用となるばい煙施設	
表 3-1-5 環境確保条例で窒素酸化物の規制対象となるばい煙施設	

表 3-1-6	環境確保条例で定める NO _x ,CO ₂ 低排出機器設置努力対象となる小規模燃焼機器		
表 3-1-7	工場・事業場に係る窒素酸化物削減指導要綱の指導対象事業所		
3-2	水銀	18
		
表 3-2	大気汚染防止法 水銀排出施設		
3-3	ダイオキシン類	19
		
表 3-3	ダイオキシン類対策特別措置法 大気基準適用施設		
3-4	有害物質等（水銀及びダイオキシン類を除く。）	19
		
表 3-4-1	事故時に措置が必要な特定物質		
表 3-4-2	指定物質排出施設		
3-5	揮発性有機化合物及び炭化水素系物質	21
		
表 3-5-1	大気汚染防止法で規制対象となる揮発性有機化合物排出施設		
表 3-5-2	環境確保条例で炭化水素系物質の排出防止設備設置義務適用の施設		
3-6	粉じん	23
表 3-6-1	大気汚染防止法の一般粉じん発生施設		
表 3-6-2	環境確保条例の排出基準適用となる粉じん発生施設		
表 3-6-3	環境確保条例の構造基準、管理・使用基準適用となる粉じん発生施設		
表 3-6-4	大気汚染防止法の特定粉じん発生施設		
表 3-6-5	大気汚染防止法の規制対象工事		
表 3-6-6	環境確保条例の石綿含有建築物解体等工事		
4	規制・指導基準		
4-1	いおう酸化物	25
(1)	大気汚染防止法による規制	25
	算定式 ばい煙発生施設に係る排出基準(K 値規制)		
表 4-1-1	K 値(大気汚染防止法)		
	算定式 総量規制基準		
表 4-1-2	原燃料換算係数(いおう酸化物 総量規制基準用)		
表 4-1-3	各係数(いおう酸化物 総量規制基準用)		
(2)	環境確保条例による規制	31
	算定式 工場に係る基準		
表 4-1-4	施設の使用時間		
表 4-1-5	K 値(環境確保条例)		
表 4-1-6	st 及び s't'の和の値		
	算定式 指定作業場に係る基準		
表 4-1-7	燃料基準		
4-2	ばいじん	35
		
(1)	大気汚染防止法による規制	35
		
表 4-2-1	大気汚染防止法 ばいじん排出基準		
(2)	環境確保条例による規制	45

	
算定式 工場の総排出量に係る基準		
表 4-2-2 ばい煙施設ごとのばいじん排出基準(工場)		
表 4-2-3 ばい煙施設ごとのばいじん排出基準(指定作業場)		
表 4-2-4 集じん装置を設置するばい煙施設等の基準		
4-3 窒素酸化物	56
	
(1)大気汚染防止法による規制	56
	
表 4-3-1 大気汚染防止法 窒素酸化物排出基準		
算定式 総量規制基準		
表 4-3-2 原料換算係数		
表 4-3-3 燃料換算係数		
表 4-3-4 排出特性勘案係数		
表 4-3-5 施設係数		
表 4-3-6 乾き排ガス係数		
(2)環境確保条例による規制	74
	
表 4-3-7 環境確保条例窒素酸化物排出基準		
表 4-3-8 ボイラーに係る燃料の量の重油の量への換算方法		
表 4-3-9 ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関に係る燃料の量の重油の量への換算方法		
(3)要綱による指導(工場・事業場に係る窒素酸化物削減指導要綱)	77
算定式 指導指針値		
4-4 水銀	78
	
表 4-4 大気汚染防止法 水銀排出施設の排出基準		
4-5 ダイオキシソ類	79
	
(1)ダイオキシソ類対策特別措置法による規制	79
	
表 4-5-1 ダイオキシソ類対策特別措置法 大気規制基準		
(2)環境確保条例による規制	79
	
表 4-5-2 環境確保条例 廃棄物等の焼却行為の制限ただし書きに該当する事項		
(3)要綱による指導	80
図 廃棄物焼却炉の廃止又は解体に伴うダイオキシソ類による汚染防止対策要綱の実施フロー		
4-6 その他の有害物質及び有害ガス等	82
(1)大気汚染防止法による規制	82
表 4-6-1 大気汚染防止法 有害物質の排出基準		
表 4-6-2 大気汚染防止法 指定物質抑制基準		
(2)環境確保条例による規制	85
表 4-6-3 有害ガス規制基準		
表 4-6-4 有害ガス取扱施設の構造基準		
4-7 揮発性有機化合物(VOC)及び炭化水素系物質	87

(1)大気汚染防止法による規制	87
表 4-7-1 揮発性有機化合物排出施設及び排出基準		
(2)環境確保条例による規制	88
表 4-7-2 排出防止設備設置義務		
4-8 一般粉じん	89
(1)大気汚染防止法による規制	89
表 4-8-1 一般粉じん発生施設の構造・管理基準		
(2)環境確保条例による規制	90
表 4-8-2 粉じんの排出基準		
表 4-8-3 粉じん発生施設の構造基準並びに使用及び管理基準		
4-9 特定粉じん(石綿、アスベスト)	93
(1)大気汚染防止法による規制	93
表 4-9-1 特定粉じん排出等作業に係る作業基準		
(2)環境確保条例による規制	95
表 4-9-2 石綿含有材料を使用する建築物その他の施設の解体又は改修の工事における作業上の遵守事項		
表 4-9-3 石綿の飛散の状況の監視方法		
表 4-9-4 石綿濃度の測定方法		
表 4-9-5 解体等工事において必要な措置内容と法・条例の適用関係(注)のもの		
(参考)【法】表 4-9-6 特定粉じん発生施設の敷地境界基準		
5 大気汚染防止法及び環境確保条例の届出等	98
(1)ばい煙発生施設等	98
表 5-1-1 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、水銀排出施設の届出規定		
表 5-1-2 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、水銀排出施設の届出様式		
表 5-1-3 ばい煙発生施設等の届出先		
(2)粉じん発生施設等	99
表 5-2 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設		
表 5-3-1 解体等工事に係る事前調査結果の報告		
表 5-3-2 特定粉じん(アスベスト)排出等作業の実施の届出		
表 5-4 石綿(アスベスト)含有建築物解体等工事施工計画の届出		
表 5-5 特定粉じん(石綿、アスベスト)含有建築物解体工事に係る届出先(法、条例)		
6 ばい煙量等測定義務		
6-1 大気汚染防止法	102
表 6-1-1 測定義務のある項目と根拠条項		
表 6-1-2 ばい煙発生施設の測定頻度(いおう酸化物)		
表 6-1-3 ばい煙発生施設の測定頻度(ばいじん、窒素酸化物及び有害物質)		
表 6-1-4 水銀排出施設の測定頻度		

表 6-1-5 ばい煙発生施設の測定方法

表 6-1-6 大気汚染防止法の測定記録及び保存期間

6-2 ダイオキシン類対策特別措置法	106
--------------------	-----

6-3 環境確保条例	106
------------	-----

表 6-3 ばい煙濃度の測定頻度

II 悪臭防止に関する規制・指導

1 悪臭防止法による規制	108
--------------	-----

表 7-1 都内町村部の悪臭防止法規制基準

2 環境確保条例による規制	110
---------------	-----

表 7-2 環境確保条例における工場・指定作業場の悪臭許容限度

3 悪臭防止法・条例の適用関係	110
-----------------	-----

4 要綱による指導	111
-----------	-----

参考資料

I 大気汚染防止法関連

1 大気汚染防止法規制対象施設の改正の経緯

2 大気汚染防止法対象のばい煙発生施設の規制基準適用関係

II 環境確保条例関連

1 条例別表第1 工場

2 条例別表第2 指定作業場

3 条例によるいおう酸化物の燃料基準の改正の経緯

4 有害ガスの排出基準と作業環境評価基準・労働衛生許容濃度

III 低 NO_x・低 CO₂ 小規模燃焼機器認定制度

IV 環境基準

V 大気汚染緊急時の発令基準及び措置